

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成16年達示第70号) (前 略) (満60歳に達した職員の配置換) 第13条の2 前条に定めるもののほか、満60歳に達した教職員(教員並びに専門職俸給表(一)及び専門職俸給表(二)適用者を除く。)については、満60歳に達した日後における最初の4月1日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第12条に定める俸給の特別調整額の支給対象となる職(以下「指定役職」という。)以外の職への配置換をするものとする。 2 } (略) 3 } (後 略) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号) (前 略) (他の規則の準用) 第7条 (略) 2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定は、これを準用しない。 3～6 (略) (中 略)	(満60歳に達した職員の配置換) 第13条の2 前条に定めるもののほか、満60歳に達した教職員(教員並びに専門職俸給表(一)及び専門職俸給表(二)適用者を除く。)については、満60歳に達した日後における最初の4月1日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第12条に定める管理職手当の支給対象となる職(以下「指定役職」という。)以外の職への配置換をするものとする。 2 } (同 左) 3 } (同 左) 附 則(令和7年達示第6号)抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (他の規則の準用) 第7条 (同 左) 2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当、第13条の6に規定する医師オンコール手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定は、これを準用しない。 3～6 (同 左)

改 正 前	改 正 後
(準用) 第16条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)」と読み替える。 2 } (略) 3 } (中 略) (他の規則の準用) 第20条 } (略) 2 } 3 } 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、特定専門業務職員で管理監督者相当職(給与規程別表第9で定める<u>俸給の特別調整額</u>支給対象者に準ずる者)に就いている者については、給与規程第27条の規定を準用するものとし、同規程第23条及び第24条の規定は、これを準用しない。 5 (略) (後 略) 国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号) (前 略) (賞与) 第12条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する支援職員に対し、それぞれ基準日現在においてその者が受けるべき俸給月額及びこれに対する都市手当の月額の合計額に、基準日以前6月の期間における別に定めるその者の勤務実績による割合を乗じて得た額を支給する。	(準用) 第16条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当、第13条の5に規定するICU勤務医手当及び第13条の6に規定する医師オンコール手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の5に規定するICU勤務医手当及び第13条の6に規定する医師オンコール手当を除く。)」と読み替える。 2 } (同 左) 3 } (他の規則の準用) 第20条 } (同 左) 2 } 3 } 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、特定専門業務職員で管理監督者相当職(給与規程別表第9で定める<u>管理職手当</u>支給対象者に準ずる者)に就いている者については、給与規程第27条の規定を準用するものとし、同規程第23条及び第24条の規定は、これを準用しない。 5 (同 左) 附 則(令和7年達示第6号)抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (賞与) 第12条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する支援職員に対し、それぞれ基準日現在においてその者が受けるべき俸給月額及びこれに対する<u>特別調整手当</u>の月額の合計額に、基準日以前6月の期間における別に定めるその者の勤務実績による割合を乗じて得た額を支給する。

[illegible]

改正前	改正後
額並びにこれに対する初任給調整手当、<u>都市手当</u>、<u>広域異動手当</u>、<u>特地勤務手当</u>、<u>特地勤務手当に準ずる手当</u>、<u>寒冷地手当</u>、<u>遠隔地異動・出向手当</u>、<u>拠点手当</u>、<u>衛生管理手当</u>、<u>教養・共通教育主幹手当</u>、<u>健康管理手当</u>、<u>看護職員調整手当</u>及び<u>職務付加手当</u>の月額合計額」と、それぞれ読み替える。 3～5 (略) (後 略) 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号) (前 略) (給与の種類) 第22条 有期雇用教職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>特地勤務手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>、<u>臨床研修奨励手当</u>及び特別報奨金とする。 (中 略) (日給の決定) 第24条 有期雇用教職員の日給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。 (1) 別表第1に掲げる有期雇用教職員の日給は、その者を教職員として採用した場合に受けることとなる給与規程第5条第1項に定める各別表に掲げる俸給月額及び同規程第16条に定める<u>都市手当</u>の額を基礎として、次の算式により算出した額とする。ただし、無期雇用教職員においては事業年度ごとに日給額を算出し、必要に応じて改訂するものとする。 $\left((\text{俸給月額} + \text{都市手当}) \div 52 \times 38.75 \right) \times 12 \times 7.75$ (2) } (略) (3) } 2 別表第1に掲げる有期雇用教職員のうち、給与規程第11条の別表第7に掲げる教職員と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が教職員の例により取り扱われている者については、その者を教職員として採用した場合に受けることとなる同規程第11条に定める俸給の調	3～5 (同 左) 附 則 (令和7年達示第6号) 抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (給与の種類) 第22条 有期雇用教職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>臨床研修奨励手当</u>及び特別報奨金とする。 (日給の決定) 第24条 有期雇用教職員の日給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。 (1) 別表第1に掲げる有期雇用教職員の日給は、その者を教職員として採用した場合に受けることとなる給与規程第5条第1項に定める各別表に掲げる俸給月額及び同規程第16条に定める<u>特別調整手当</u>の額を基礎として、次の算式により算出した額とする。ただし、無期雇用教職員においては事業年度ごとに日給額を算出し、必要に応じて改訂するものとする。 $\left((\text{俸給月額} + \text{特別調整手当}) \div 52 \times 38.75 \right) \times 12 \times 7.75$ (2) } (同 左) (3) } 2 別表第1に掲げる有期雇用教職員のうち、給与規程第11条の別表第7に掲げる教職員と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ、勤務命令等が教職員の例により取り扱われている者については、その者を教職員として採用した場合に受けることとなる同規程第11条に定める俸給の調

改正前	改正後
整額とこれに対する都市手当を合算した額を、前項の日給の算出の基礎となる額に加算する。 (中 略) <u>(特地勤務手当)</u> <u>第29条 特地勤務手当は、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則に定める施設に勤務する有期雇用教職員に、教職員の例に準じて、その者に支給される日給の月額に所定の割合を乗じて得た額の範囲内の額を、支給することができる。</u> (中 略) <u>(寒冷地手当)</u> <u>第33条 有期雇用教職員(医員、医員(研修医)を除く。)のうち、勤務日及び勤務時間が教職員とほぼ同様であり、かつ、契約期間がおおむね12月である者(無期雇用教職員を含む。)については、給与規程第33条に定める教職員の例に準じて、寒冷地手当を支給することができる。</u> (後 略) 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号) (前 略) (給与の種類) 第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、<u>特地勤務手当</u>、<u>超過勤務手当</u>、夜勤手当、宿日直手当、特別報奨金及び看護職員調整手当とする。 (中 略) <u>(特地勤務手当)</u> <u>第28条 特地勤務手当は、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則に定める施設に勤務する時間雇用教職員に、教職員の例に準じて、その者に支給される時間給額に所定の割合を乗じて得た額を、所定の勤務時間のうち給与を支給する時間1時間につき支給することができる。</u> (超過勤務手当及び夜勤手当) 第29条 } (略) 2 3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「そ	整額とこれに対する<u>特別調整手当</u>を合算した額を、前項の日給の算出の基礎となる額に加算する。 <u>第29条 削除</u> <u>第33条 削除</u> 附 則 (令和7年達示第6号) 抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (給与の種類) 第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、特別報奨金及び看護職員調整手当とする。 <u>第28条 削除</u> (超過勤務手当及び夜勤手当) 第29条 } (同 左) 2 3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「そ

改正前	改正後
の者に支給される時間給額、これに対する<u>特勤勤務手当及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額</u>と読み替える。 4 } (略) 5 } 6 第3項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の手当の対象となる勤務が、給与規程第20条に定める特殊勤務手当（特殊勤務手当支給細則に規定する放射線取扱手当に限る。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額、これに対する<u>特勤勤務手当及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額</u>に、当該勤務に係る特殊勤務手当の額を加算した額」と読み替える。 (後 略) 国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程 (平成27年達示第55号) (前 略) (クロスアポイントメント実施期間中の給与) 第12条 クロスアポイントメント実施期間中の対象教職員の給与は、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第37条の規定（国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第8条又は特定有期雇用教職員就業規則第7条、第11条若しくは第20条において準用する場合を含む。）にかかわらず、第7条の規定による協定において定める本学と他機関の勤務割合に応じ、給与規程に定める俸給、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、</u>	の者に支給される時間給額、これに対する第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額」と読み替える。 4 } (同 左) 5 } 6 第3項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の手当の対象となる勤務が、給与規程第20条に定める特殊勤務手当（特殊勤務手当支給細則に規定する放射線取扱手当に限る。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額、これに対する第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額に、当該勤務に係る特殊勤務手当の額を加算した額」と読み替える 附 則（令和7年達示第6号）抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (特勤勤務手当の廃止に伴う時間給額の特例) 第9条 時間雇用教職員のうち、国立大学法人京都大学教職員特勤勤務手当等支給細則に定められていた施設に勤務する教職員の時間給額には、改正前の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第28条による特勤勤務手当の額を加算することができる。 (クロスアポイントメント実施期間中の給与) 第12条 クロスアポイントメント実施期間中の対象教職員の給与は、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第37条の規定（国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）第8条又は特定有期雇用教職員就業規則第7条、第11条若しくは第20条において準用する場合を含む。）にかかわらず、第7条の規定による協定において定める本学と他機関の勤務割合に応じ、給与規程に定める俸給、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当及び単身赴</u>

改正前	改正後
<u>単身赴任手当、特勤勤務手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当</u>のそれぞれ（年俸制教員給与規程により年俸制を適用される者の場合にあっては同規程第3条に定める職務給に係る月額、対象特定教員及び対象特定職員の場合にあっては俸給月額）について当該他機関の勤務割合を乗じて得た額を減じた額を、第3条第1号の場合にあっては本学が支給し、同条第2号の場合にあっては当該他機関の勤務割合に係る額を本学が当該他機関から受領してその額と併せて支給する。 （後 略） 国立大学法人京都大学教職員給与規程 （平成16年達示第80号） （前 略） （教職員の給与） 第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める<u>俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当及び研究代表者等特別手当を除いた全額とする。</u> （中 略） （昇給） 第8条 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員にあって	任手当のそれぞれ（年俸制教員給与規程により年俸制を適用される者の場合にあっては同規程第3条に定める職務給に係る月額、対象特定教員及び対象特定職員の場合にあっては俸給月額）について当該他機関の勤務割合を乗じて得た額を減じた額を、第3条第1号の場合にあっては本学が支給し、同条第2号の場合にあっては当該他機関の勤務割合に係る額を本学が当該他機関から受領してその額と併せて支給する。 附 則（令和7年達示第6号）抄 （施行期日） 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 （教職員の給与） 第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める<u>管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当及び研究代表者等特別手当を除いた全額とする。</u> （昇給） 第8条 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（<u>医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの</u>にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給、昇格、

改 正 前	改 正 後
は、3号俸)とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあっては、57歳)を超える教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。 5 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。 (給与の支給日及び支給方法) 第9条 } (略) 2 } 3 <u>俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</u> 4 } (略) 5 } (俸給の支給) 第10条 } (略) 2～4 }	昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあっては、57歳)を超える教職員(次項に掲げる教職員を除く。)の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。 4 <u>一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。</u> 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。 6 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教員(国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第8条に規定するものを除く。)にあっては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。 (給与の支給日及び支給方法) 第9条 } (同 左) 2 } 3 <u>管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</u> 4 } (同 左) 5 } (俸給の支給) 第10条 } (同 左) 2～4 }

改 正 前	改 正 後
5 前各項の規定は、<u>俸給の特別調整額</u>、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、<u>特 地勤務手当に準ずる手当</u>、<u>遠隔地異動・出向手当</u>、衛生管理手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。 (中 略) (俸給の特別調整額) 第12条 <u>俸給の特別調整額</u>は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者(指定職俸給表適用者を除く。)に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。 (中 略) (扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>(以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員(以下「<u>一般(一)9級以上教職員等</u>」という。)に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める者(以下「<u>一般(一)8級教職員等</u>」という。)にあっては、3,500円)、<u>前項第2号に該当する扶養親族</u>(以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。)については1人につき10,00	5 前各項の規定は、<u>管理職手当</u>、初任給調整手当、特別調整手当、衛生管理手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。 (管理職手当) 第12条 <u>管理職手当</u>は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者(指定職俸給表適用者を除く。)に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。 (扶養手当) 第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>(第3項において「<u>扶養親族たる父母等</u>」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号に該当する扶養親族</u>(次項において「<u>扶養親族たる子</u>」という。)については1人につき13,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める者にあっては、3,500円)とする。

改 正 前	改 正 後
0円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額 は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第15条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般(一)9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般(一)9級以上教職員等から一般(一)9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を総長に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般(一)9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。) (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般(一)9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。) 2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般(一)9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が教職員となった日、一般(一)9級以上教職員等から一般(一)9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般(一)9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族(一般(一)9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれ	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、別に定める。 第15条 削除

改 正 前	改 正 後
<u>ぞれの者が離職し、又は死亡した日、一般（一） 9 級以上教職員等以外の教職員から一般（一） 9 級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一） 9 級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般（一） 9 級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般（一） 9 級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般（一） 9 級以上教職員等が一般（一） 9 級以上教職員等以外の教職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般（一） 8 級教職員等が一般（一） 8 級教職員等及び一般（一） 9 級以上教職員等以外の教職員となった場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般（一） 9 級以上教職員等以外のものが一般（一） 9 級以上教職員等となった場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で一般（一）</u>	

改正前	改正後
<u>8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等以外のものが一般（一）8級教職員等となった場合</u> <u>(7) 教職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> <u>(都市手当)</u> 第16条 <u>都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。</u> 2 <u>前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動（以下この項において「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。</u> <u>(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合</u> <u>(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合</u> 3 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立</u>	<u>(特別調整手当)</u> 第16条 <u>特別調整手当は、教職員の給与を特別に調整するために、教職員の俸給、管理職手当、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に別に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。</u>

改正前	改正後
<u>行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人に使用される者（以下「給与法適用者等」という。）であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。</u> <u>（広域異動手当）</u> <u>第１６条の２ 教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき施設間の距離（異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と施設との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と施設との間の距離が６０キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該教職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当支給をする。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。</u> <u>（１）３００キロメートル以上 １００分の１０</u> <u>（２）６０キロメートル以上３００キロメートル未満 １００分の５</u>	<u>２ 特別調整手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員特別調整手当支給細則（以下「特別調整手当支給細則」という。）に定める。</u> <u>第１６条の２ 削除</u>

改 正 前	改 正 後
<u>2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。</u> <u>3 検察官であつた者、給与法適用者等であつた者その他の別に定める者から引き続き教職員となつた者（採用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた教職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。</u> <u>4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により都市手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。</u> （住居手当） 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。 （1）（略） （2）第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅（大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの	（住居手当） 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。 （1）（同 左） （2）第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるもの

改正前	改正後
2 (略) (通勤手当) 第18条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）<u>でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の	と認められるものとして別に定めるもの 2 (同 左) (通勤手当) 第18条 (同 左) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） (2) (同 左) (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改正前	改正後
各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (略) 4 前項の規定は、<u>給与法適用者等であった者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 <u>第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する施設で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（別に定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額</u>	(1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）</u> (2) (同 左) 4 前項の規定は、<u>新たに教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）</u>その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

改正前	改正後
<u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額</u>	<u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>
6～8 （略） （単身赴任手当）	6～8 （同 左） （単身赴任手当）
第19条 採用（平成18年4月1日以降の採用に限る。以下この項において同じ。）若しくは勤務場所を異にする異動（以下「採用等」という。）又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること（以下「単身赴任」という。）となった教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。<u>また、採用に伴い単身赴任となった場合の単身赴任手当の支給は、採用の日から3年以内に限る。</u>	第19条 採用（平成18年4月1日以降の採用に限る。以下この項において同じ。）若しくは勤務場所を異にする異動（以下「採用等」という。）又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること（以下「単身赴任」という。）となった教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。
2 } 3 } （略） （中 略） <u>（特地勤務手当）</u>	2 } 3 } （同 左）
<u>第21条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則（以下「特地勤務手当等支給細則」という。）で定める施設（以下「特地施設」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。</u>	<u>第21条及び第22条 削除</u>
<u>2 特地勤務手当の月額、俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で特地勤務手当等支給細則で定める。</u>	
<u>3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支</u>	

改 正 前	改 正 後
給に関し必要な事項は、<u>特地勤務手当等支給細則で定める。</u> 第22条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、<u>当該異動の直後に在勤する施設が特地施設又は特地勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設（以下「準特地施設」という。）に該当するときは、当該教職員には、特地勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際特地勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u> 2 <u>給与法適用者等であつた者から引き続き教職員となつて特地施設又は準特地施設に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した教職員（採用の事情等を考慮して特地勤務手当等支給細則で定める教職員に限る。）、その他前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして特地勤務手当等支給細則で定める教職員には、特地勤務手当等支給細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u> 3 <u>前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される教職員が第16条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。</u> （中 略） （管理教職員特別勤務手当） 第27条 別表第9の職名欄に掲げる職にある教職員（以下「管理監督教職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。</u> 3 （略） （期末手当）	（管理教職員特別勤務手当） 第27条 別表第9の職名欄に掲げる職にある教職員（以下「管理監督教職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。</u> 3 （同 左） （期末手当）

改正前	改正後
第28条 } (略) 2 } (略) 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において教職員が受けるべき俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額並びに<u>これらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額</u>とする。 4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級（附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、配置換後の標準的な職務の内容に応じて、初任給、昇格、昇給等の基準別表第1の2に定める相当の級をいう。第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。）の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びに<u>これに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額</u>に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額）を第2項の期末手当基礎額とする。 (役職段階別加算適用表) } (略) (管理職加算適用表) } 5 (略) (中 略) (勤勉手当) 第31条 } (略) 2 } (略) 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に定める額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びに<u>これに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額</u>を加算した額に100分の102.5（特定幹部教職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給及び職責調整手当の月額並びに<u>これに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額</u>	第28条 } (同 左) 2 } (同 左) 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において教職員が受けるべき俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額並びに<u>これらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額</u>とする。 4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級（附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、配置換後の標準的な職務の内容に応じて、初任給、昇格、昇給等の基準別表第1の2に定める相当の級をいう。第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。）の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びに<u>これらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額</u>に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額）を第2項の期末手当基礎額とする。 (役職段階別加算適用表) } (同 左) (管理職加算適用表) } 5 (同 左) (勤勉手当) 第31条 } (同 左) 2 } (同 左) 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に定める額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びその額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部教職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給及び職責調整手当の月額及び<u>これらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割</u>

改 正 前	改 正 後
の合計額とする。 5 } (略) 6 } (期末特別手当) 第32条 } (略) 2 } 3 } 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。 5 } (略) 6 } (寒冷地手当) <u>第33条 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの各月の初日において、国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則(以下「寒冷地手当支給細則」という。)に定める支給地域に在勤する教職員(寒冷地手当支給細則に定める教職員を除く。)に支給する。</u> <u>2 本条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則に定める。</u> (中 略) (学位論文調査手当) 第33条の3 (略) 2 学位論文調査手当の額は、前項の論文1件につき、当該論文の調査及び試験の総括を行う教員1名については15,000円、その他の教員については10,000円とする。 (遠隔地異動・出向手当) <u>第33条の4 遠隔地異動・出向手当は、都市手当を支給されている教職員が勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向(以下この条において「異動又は出向」という。)をした場合(これらの教職員が当該異動又は出向の日の前日に在勤していた地域に原則として引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動又は出向後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合が当該異動又は出向前に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(次項において「異動又</u>	<u>合を乗じて得た額</u>の合計額とする。 5 } (同 左) 6 } (期末特別手当) 第32条 } (同 左) 2 } 3 } 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給月額及びその額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。 5 } (同 左) 6 } (同 左) <u>第33条 削除</u> (学位論文調査手当) 第33条の3 (同 左) 2 学位論文調査手当の額は、前項の論文1件につき、当該論文の調査及び試験の総括を行う教職員1名については15,000円、その他の教職員については10,000円とする。 <u>第33条の4 削除</u>

改 正 前	改 正 後
は出向前の支給割合」という。)に達しないこととなる場合、当該異動又は出向の日から原則として3年を経過する日までの間支給する。 2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合（当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。）から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合（支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。）を減じた支給割合を乗じて得た額とする。 第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条第1項の組織において研究に従事する<u>教員</u>及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第2条第1項第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する<u>教員</u>には、拠点手当を支給することができる。 2 前項に定めるもののほか、国際的に卓越した研究、教育等に従事するものとして総長が別に定める<u>教員</u>には、拠点手当を支給する。 3 （略） 4 拠点手当の支給される<u>教員</u>の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。 （中 略） （特別報奨金） 第33条の7 京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された<u>教員</u>には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。 （教養・共通教育主幹手当） 第33条の8 教養・共通教育の企画、実施において重要かつ中核的な役割を果たす<u>教員</u>には、教養・共通教育主幹手当を支給することができる。 2 （略） 3 教養・共通教育主幹手当の支給される<u>教員</u>の範囲その他教養・共通教育主幹手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教養・共通教育主幹手当支給細則に定める。 （中 略） （研究代表者等特別手当） 第33条の11 競争的研究費の直接経費等の外部資金から研究代表者又は研究分担者の人件費を支	第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条第1項の組織において研究に従事する<u>教職員</u>及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）第2条第1項第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する<u>教職員</u>には、拠点手当を支給することができる。 2 前項に定めるもののほか、国際的に卓越した研究、教育等に従事するものとして総長が別に定める<u>教職員</u>には、拠点手当を支給する。 3 （同 左） 4 拠点手当の支給される<u>教職員</u>の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。 （特別報奨金） 第33条の7 京都大学教員表彰規程（平成24年達示第63号）により表彰された<u>教職員</u>には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。 （教養・共通教育主幹手当） 第33条の8 教養・共通教育の企画、実施において重要かつ中核的な役割を果たす<u>教職員</u>には、教養・共通教育主幹手当を支給することができる。 2 （同 左） 3 教養・共通教育主幹手当の支給される<u>教職員</u>の範囲その他教養・共通教育主幹手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教養・共通教育主幹手当支給細則に定める。 （研究代表者等特別手当） 第33条の11 競争的研究費の直接経費等の外部資金から研究代表者又は研究分担者の人件費を支

改 正 前	改 正 後
出した<u>教員</u>には、研究代表者等特別手当を支給することができる。 2 (略) (特定の教職員についての適用除外) 第34条 <u>第11条から第15条まで</u>、第17条、第20条、第28条から第31条まで、第33条の6及び第33条の8の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第23条、第24条、第33条の6及び第33条の8の規定は、<u>俸給の特別調整額</u>の適用を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員（同規定別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。）には適用しない。 3 (略) (中 略) (休職者の給与) 第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、<u>遠隔地異動・出向手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の20を支給する。 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第16条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間。次項において同じ。）が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、遠隔地異動・出向手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。 3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、遠隔地異動・出向手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。 4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、遠隔地異動・出向手当</u>及び看	出した<u>教職員</u>には、研究代表者等特別手当を支給することができる。 2 (同 左) (特定の教職員についての適用除外) 第34条 <u>第11条から第14条まで</u>、第17条、第20条、第28条から第31条まで、第33条の6及び第33条の8の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第23条、第24条、第33条の6及び第33条の8の規定は、<u>管理職手当</u>の適用を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員（同規定別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。）には適用しない。 3 (同 左) (休職者の給与) 第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の20を支給する。 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第16条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間。次項において同じ。）が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。 3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。 4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ100

改 正 前	改 正 後
護職員調整手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することがある。 ５ 教職員が就業規則第１５条第１項第３号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、遠隔地異動・出向手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することがある。 6 } 7 } (略) ８ 就業規則第１５条第１項第５号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めたときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、<u>都市手当、広域異動手当、住居手当、遠隔地異動・出向手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することがある。 9 } 10 } (略) (中 略) (勤務１時間あたりの給与額) 第３９条 第３７条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、<u>都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当</u>及び看護職員調整手当の月額の合計額を１年間に於ける１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。 ２ 第２３条から第２５条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、<u>都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当</u>及び看護職員調整手当の月額の合計額を１年間に於ける１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。 3 } 4 } (略) (中 略) 附 則 １～８ (略) ９ 特定日に就業規則第１３条の２の規定に基づき配置換えをされた教職員であつて、特定日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける次の各号に掲げる教職員のうち、特定日俸給月額が特定日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額及び職	分の６０以内を支給することがある。 ５ 教職員が就業規則第１５条第１項第３号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することがある。 6 } 7 } (同 左) ８ 就業規則第１５条第１項第５号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めたときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、<u>特別調整手当、住居手当</u>及び看護職員調整手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給することがある。 9 } 10 } (同 左) (勤務１時間あたりの給与額) 第３９条 第３７条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、<u>特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当</u>及び看護職員調整手当の月額の合計額を１年間に於ける１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。 ２ 第２３条から第２５条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、<u>特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当</u>及び看護職員調整手当の月額の合計額を１年間に於ける１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。 3 } 4 } (同 左) 附 則 １～８ (同 左) ９ 特定日に就業規則第１３条の２の規定に基づき配置換えをされた教職員であつて、特定日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける次の各号に掲げる教職員のうち、特定日俸給月額が特定日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額及び職

改正前	改正後
責調整手当の月額合計額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。 (1) 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。以下この項において同じ。）が6級以上であり、かつ、特定日の前日において<u>俸給の特別調整額</u>を支給されていた者 (2)～(4) (略) 10 <u>給与法適用者等</u>であった者から引き続き教職員となった者であって、前項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。 (中 略) 附 則（平成25年達示第17号） 1 (略) 2 改正後の別表第9の職名欄に掲げる職のうち、共通事務部又は部局事務部の課長、室長又はセンター長であって、同表備考欄により総長が指定するものが他の職（同表職名欄に掲げる職に限る。）を兼ねない場合の当該職に係る俸給の特別調整額の支給額については、なお従前の例による。 (中 略)	責調整手当の月額合計額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。 (1) 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。以下この項において同じ。）が6級以上であり、かつ、特定日の前日において<u>管理職手当（特定日が令和7年4月1日である場合にあっては、俸給の特別調整額）</u>を支給されていた者 (2)～(4) (同 左) 10 <u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</u>であった者から引き続き教職員となった者であって、前項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。 附 則（平成25年達示第17号） 1 (同 左) 2 改正後の別表第9の職名欄に掲げる職のうち、共通事務部又は部局事務部の課長、室長又はセンター長であって、同表備考欄により総長が指定するものが他の職（同表職名欄に掲げる職に限る。）を兼ねない場合の当該職に係る俸給の特別調整額（<u>令和7年4月1日以後においては管理職手当</u>）の支給額については、なお従前の例による。 附 則（令和7年達示第6号）抄 (施行期日)

改 正 前	改 正 後
	第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 （号俸の切替え） 第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた教職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。 附則別表 （別添） （切替日前の異動者の号俸の調整） 第3条 前条の規定にかかわらず、切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び別に定めるこれに準ずるものをした教職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （基礎俸給月額の特例） 第4条 令和7年4月1日以後に新たに国立大学法人京都大学教職員給与規程附則第9項に規定する俸給を受けることとなる教職員のうち、当該俸給を算出する場合におけるこの規定の適用がないものとしたときの基礎俸給月額が改正前の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額による額となる教職員の基礎俸給月額については、令和7年3月31日に基礎俸給月額の基礎となる俸給月額に対応するその者の号俸等を受けていたものとして、同年4月1日に第2条及び第3条の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号俸等に対応する特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を基礎として算出した額とする。 （令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置） 第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職（一）俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものと

改

正

前

別表第1～別表第5

(略)

別表第6

(略)

別表第6の2

別表第6の3

}

(略)

別表第7

別表第8

}

(略)

別表第9

俸給の特別調整額表 (第12条関係)

職名	支給額	備考
(略)		

1

(略)

2

この表 (欄外4を含む。) により俸給の特別調整額の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの (学系長として俸給の特別調整額の支給を受ける場合を除く。) に対しては支給額に10,000円を加算する。

3

4

}

(略)

別表第10

(略)

改

正

後

して総長が別に定める者に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(特別調整手当に関する調整措置)

第6条

改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第16条の規定による特別調整手当の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び遠隔地異動・出向手当 (以下この条において「都市手当等」という。) の適用を受けていた教職員であつて、その者に施行日において引き続き都市手当等が適用されることとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(通勤手当に関する経過措置)

第7条

国立大学法人京都大学教職員給与規程第18条第4項の規定は、この規則の施行の日前に新たに教職員となった者にも適用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第8条

国立大学法人京都大学教職員給与規程第19条の規定は、この規則の施行の日前に採用となった者にも適用する。

別表第1～別表第5

(別 添)

別表第6

(同 左)

別表第6の2

別表第6の3

}

(別 添)

別表第7

別表第8

}

(同 左)

別表第9

管理職手当額表 (第12条関係)

職名	支給額	備考
(同 左)		

1

(同 左)

2

この表 (欄外4を含む。) により管理職手当の支給を受ける者が学系長を兼ねるもの (学系長として管理職手当の支給を受ける場合を除く。) に対しては支給額に10,000円を加算する。

3

4

}

(同 左)

別表第10

削除

改 正 前			改 正 後		
別表第 1 1 (略)			別表第 1 1 (別 添)		
国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成 2 7 年達示第 5 6 号) (前 略) (諸手当) 第 7 条 諸手当は、俸給の特別調整額、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び研究代表者等特別手当とする。 2 (略) (準用) 第 8 条 前条までに定めるもののほか、年俸制教員の給与に関する事項は、給与規程第 2 条、第 9 条第 3 項から第 5 項まで、第 1 0 条、第 3 4 条第 2 項及び第 3 項、第 3 6 条第 1 項から第 8 項まで並びに第 3 7 条から第 4 0 条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(諸手当) 第 7 条 諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び研究代表者等特別手当とする。 2 (同 左) (準用) 第 8 条 前条までに定めるもののほか、年俸制教員の給与に関する事項は、給与規程第 2 条、第 9 条第 3 項から第 5 項まで、第 1 0 条、第 3 4 条第 2 項及び第 3 項、第 3 6 条第 1 項から第 8 項まで並びに第 3 7 条から第 4 0 条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 3 項	俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当	俸給の特別調整額、通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当	第 9 条第 3 項	管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当	管理職手当、通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当
	俸給	職務給		俸給	職務給
(略)			(同 左)		
第 3 6 条	俸給、扶養手当、	職務給を 1 2 で除して	第 3 6 条	俸給、扶養手当、	職務給を 1 2 で除して

改 正 前			改 正 後		
第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項	都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当	得た額	第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項	特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当	得た額
第 3 6 条第 4 項及び第 8 項	俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当	職務給を 1 2 で除して得た額	第 3 6 条第 4 項及び第 8 項	俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当及び看護職員調整手当	職務給を 1 2 で除して得た額
(略)			(同 左)		
第 3 9 条第 1 項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、衛生管理手当、教養・当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を 1 2 で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・当、共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額	第 3 9 条第 1 項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、衛生管理手当、教養・当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を 1 2 で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・当、共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額
第 3 9 条第 2 項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、衛生管理手当、教養・当、都市手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を 1 2 で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・当、共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額	第 3 9 条第 2 項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、衛生管理手当、教養・当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を 1 2 で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・当、共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額

改 正 前	改 正 後
(中 略) 附 則 1 (略) 2 第6条第2項本文の規定にかかわらず、給与規程の適用を受けていた<u>教員</u>が年俸制教員となった場合（その他総長が定めるこれに準ずる場合を含む。）は、インセンティブ手当の額の一部を第6条第3項による業績一時金の支給方法に準じて支給することができるものとし、それ以外の額を12で除して得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を職務給の支給方法に準じて支給する。 (後 略) 国立大学法人京都大学役員給与規程 (平成16年達示第79号) (前 略) (役員の給与) 第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、<u>都市手当</u>、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当、通勤手当とする。 (中 略) (都市手当) 第5条 <u>都市手当</u>は、教職員給与規程第16条の例に準じて支給する。 (後 略) 国立大学法人京都大学教職員倫理規程 (平成16年達示第81号) (前 略) (教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止) 第7条の2 } (略) 2 3 次に掲げる管理職の地位にある教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。 (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成	附 則 1 (同 左) 2 第6条第2項本文の規定にかかわらず、給与規程の適用を受けていた<u>教職員</u>が年俸制教員となった場合（その他総長が定めるこれに準ずる場合を含む。）は、インセンティブ手当の額の一部を第6条第3項による業績一時金の支給方法に準じて支給することができるものとし、それ以外の額を12で除して得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を職務給の支給方法に準じて支給する。 附 則（令和7年達示第6号）抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (役員の給与) 第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、<u>特別調整手当</u>、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当、通勤手当とする。 (特別調整手当) 第5条 <u>特別調整手当</u>は、教職員給与規程第16条の例に準じて支給する。 附 則（令和7年達示第6号）抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止) 第7条の2 } (同 左) 2 3 次に掲げる管理職の地位にある教職員は、その管理し、又は監督する教職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。 (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成

改 正 前	改 正 後
16年達示第80号)第12条の<u>俸給の特別調整額</u>の受給対象となっている職に該当する教職員(次号及び第3号に該当する者を除く。) (2) } (3) } (略) (後 略) 国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号) (前 略) (適用除外) 第32条 第2章から第4章までの規定は、給与規程第5条第1項第7号に定める指定職俸給表の適用を受ける教職員(同規程別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。)及び同規程第12条に定める<u>俸給の特別調整額</u>の支給を受ける教職員には、適用しない。 (後 略) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号) (前 略) (退職手当の額に係る特例) 第7条の5 (略) 2 前項の「基本給月額」とは、教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びに<u>これらに対する都市手当及び広域異動手当の月額</u>の合計額とする。 (中 略) (63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例) 第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げ	16年達示第80号)第12条の<u>管理職手当</u>の受給対象となっている職に該当する教職員(次号及び第3号に該当する者を除く。) (2) } (3) } (同 左) 附 則 (令和7年達示第6号) 抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (適用除外) 第32条 第2章から第4章までの規定は、給与規程第5条第1項第7号に定める指定職俸給表の適用を受ける教職員(同規程別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。)及び同規程第12条に定める<u>管理職手当</u>の支給を受ける教職員には、適用しない。 附 則 (令和7年達示第6号) 抄 (施行期日) 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (退職手当の額に係る特例) 第7条の5 (同 左) 2 前項の「基本給月額」とは、教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びに<u>これらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条に規定する支給割合を乗じて得た額</u>の合計額とする。 (63歳年度末日の翌日以後の退職者に係る特例) 第8条の2 63歳年度末日の翌日以後に退職し、又は解雇された教員(教員就業特例規則第8条又は次条の規定に該当するもの及び63歳年度末日において年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。)に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げ

改 正 前			改 正 後		
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(同 左)		
第 7 条 の 5 第 2 項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当の月額	教員が 6 3 歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当（以下この項において「俸給等」という。）の月額（6 3 歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者が 6 3 歳年度末日に受ける俸給等の月額の合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額のいずれか少ない額）	第 7 条 の 5 第 2 項	教職員が受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれら の額の合計額 に特別調整手当支給細則第 2 条に規定する支給割合を乗じて得た額（以下この項において「俸給等」という。）の合計額	教員が 6 3 歳年度末日に受ける教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれら の額の合計額 に特別調整手当支給細則第 2 条に規定する支給割合を乗じて得た額（以下この項において「俸給等」という。）の合計額（6 3 歳年度末日の翌日以後に降格した者にあつては、その者が 6 3 歳年度末日に受ける俸給等の月額の合計額又は退職若しくは解雇の日に受ける俸給等の月額の合計額のいずれか少ない額）
(略)			(同 左)		
第 8 条 の 3 役員等若しくは法人等に使用される者が 6 3 歳年度末日の翌日以後に引き続き教員（教員就業特例規則第 8 条の規定に該当する者を除く。以下「6 3 歳を超える教員」という。）となり、又は国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条第 1 項に規定する職員が 6 3 歳年度末日の翌日以後に次条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当して引き続き 6 3 歳を超える教員となった場合（当該法人等、国若しくは同条第 1 項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、6 3 歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第 1 項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第 8 条 の 3 役員等若しくは法人等に使用される者が 6 3 歳年度末日の翌日以後に引き続き教員（教員就業特例規則第 8 条の規定に該当する者を除く。以下「6 3 歳を超える教員」という。）となり、又は国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 2 条第 1 項に規定する職員が 6 3 歳年度末日の翌日以後に次条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当して引き続き 6 3 歳を超える教員となった場合（当該法人等、国若しくは同条第 1 項に規定する行政執行法人から役員退職手当規程による退職手当、これに相当する給与若しくはこの規程による退職手当に相当する給与の支給を受けている場合、6 3 歳年度末日において法人等に使用される者又は次条第 1 項に規定する国家公務員等として年俸制教員給与規程に相当する規程等の適用を受けている場合及び次項の規定に該当する場合を除く。）におけるその者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

改 正 前			改 正 後		
(略)			(同 左)		
第 7 条の 5第2項	教職員が受ける 教職員給与規程 に規定する俸給 及び扶養手当の 月額並びにこれ らに対する都市 手当、広域異動手 当の月額の合計 額	63歳を超える教員が 法人等、国若しくは第9 条第1項に規定する行 政執行法人の退職の日 に受ける教職員給与規 程に規定する俸給及び 扶養手当の月額並びに これらに対する都市手 当、広域異動手当（以下 この項において「俸給 等」という。）に相当す る給与の月額の合計額 （教員となった日以後 に降格した者にあつて は、その者が退職若しく は解雇の日に受ける俸 給等の月額の合計額又 は法人等、国若しくは第 9条第1項に規定する 行政執行法人の退職の 日に受ける俸給等に相 当する給与の月額の合 計額のいずれか少ない 額）	第 7 条の 5第2項	教職員が受ける 教職員給与規程 に規定する俸給 及び扶養手当の 月額並びにこれ らの額の合計額 に特別調整手当 支給細則第2条 に規定する支給 割合を乗じて得た額 の合計額	63歳を超える教員が 法人等、国若しくは第9 条第1項に規定する行 政執行法人の退職の日 に受ける教職員給与規 程に規定する俸給及び 扶養手当の月額並びに これらの額の合計額に 特別調整手当支給細則 第2条に規定する支給 割合を乗じて得た額（以 下この項において「俸給 等」という。）に相当す る給与の月額の合計額 （教員となった日以後 に降格した者にあつて は、その者が退職若しく は解雇の日に受ける俸 給等の月額の合計額又 は法人等、国若しくは第 9条第1項に規定する 行政執行法人の退職の 日に受ける俸給等に相 当する給与の月額の合 計額のいずれか少ない 額）
(略)			(同 左)		
2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成 16年3月31日における定年年齢が満63歳で ある法人等に使用されるものに限る。）が63歳 年度末日の翌日以後に引き続き63歳を超える教 員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1 項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年によ り退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2 項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員 となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に 規定する行政執行法人からこの規程による退職手 当に相当する給与の支給を受けている場合及び6 3歳年度末日において法人等に使用される者又は 次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制 教員給与規程に相当する規程等の適用を受けてい る場合を除く。）におけるその者に対する次の表 の左欄に掲げる規定の適用については、これらの 規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			2 法人等に使用される者（その者の職に係る平成 16年3月31日における定年年齢が満63歳で ある法人等に使用されるものに限る。）が63歳 年度末日の翌日以後に引き続き63歳を超える教 員となり、又は国家公務員退職手当法第2条第1 項に規定する職員が63歳年度末日以後に定年によ り退職し、その翌日に次条第1項若しくは第2 項の規定に該当して引き続き63歳を超える教員 となった場合（当該法人等、国又は同条第1項に 規定する行政執行法人からこの規程による退職手 当に相当する給与の支給を受けている場合及び6 3歳年度末日において法人等に使用される者又は 次条第1項に規定する国家公務員等として年俸制 教員給与規程に相当する規程等の適用を受けてい る場合を除く。）におけるその者に対する次の表 の左欄に掲げる規定の適用については、これらの 規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替え	読み替えられる	読み替える字句	読み替え	読み替えられる	読み替える字句

改正前			改正後		
規定	字句		規定	字句	
(略)			(同 左)		
第 7 条 の 5 第 2 項	教職員が受ける 教職員給与規程 に規定する俸給 及び扶養手当の 月額並びにこれ らに対する都市 手当、広域異動手 当の月額の合計 額	6 3 歳を超える教員が 6 3 歳年度末日等に受 ける教職員給与規程に 規定する俸給及び扶養 手当の月額並びにこれ らに対する都市手当、広 域異動手当 (以下この項 において「俸給等」とい う。)に相当する給与の 月額の合計額 (6 3 歳年 度末日等の翌日以後に 降格した者にあつては、 その者が 6 3 歳年度末 日等に受ける俸給等に 相当する給与の月額の 合計額又は退職若しく は解雇の日に受ける俸 給等の月額の合計額の いずれか少ない額)	第 7 条 の 5 第 2 項	教職員が受ける 教職員給与規程 に規定する俸給 及び扶養手当の 月額並びにこれ らの額の合計額 に特別調整手当 支給細則第 2 条 に規定する支給割合 を乗じて得た額 (以下こ 割合を乗じて得た額 の合計額	6 3 歳を超える教員が 6 3 歳年度末日等に受 ける教職員給与規程に 規定する俸給及び扶養 手当の月額並びにこれ らの額の合計額に特別 調整手当支給細則第 2 条に規定する支給割合 を乗じて得た額 (以下こ 項において「俸給等」 という。)に相当する給 与の月額の合計額 (6 3 歳年度末日等の翌日以 後に降格した者にあつ ては、その者が 6 3 歳年 度末日等に受ける俸給 等に相当する給与の月 額の合計額又は退職若 しくは解雇の日に受け る俸給等の月額の合計 額のいずれか少ない額)
(略)			(同 左)		
(後 略)			附 則 (令和 7 年達示第 6 号) 抄 (施行期日) 第 1 条 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行す る。		

附則別表 号俸の切替表（附則第2条関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1	2
11	7	3	1	1	1	1	2
12	8	4	1	1	1	1	2
13	9	5	1	1	1	1	2
14	10	6	2	1	1	1	3
15	11	7	3	1	1	1	3
16	12	8	4	1	1	1	3
17	13	9	5	1	1	1	3
18	14	10	6	2	1	2	3
19	15	11	7	3	1	2	4
20	16	12	8	4	1	2	4
21	17	13	9	5	1	2	4
22	18	14	10	6	1	2	
23	19	15	11	7	1	3	
24	20	16	12	8	2	3	
25	21	17	13	9	2	3	
26	22	18	14	10	2	3	
27	23	19	15	11	2	4	
28	24	20	16	12	3	4	
29	25	21	17	13	3	4	
30	26	22	18	14	3	4	
31	27	23	19	15	3	5	
32	28	24	20	16	3	5	
33	29	25	21	17	3	5	
34	30	26	22	18	4	5	
35	31	27	23	19	4	6	
36	32	28	24	20	4	6	
37	33	29	25	21	4	6	
38	34	30	26	22	4	6	
39	35	31	27	23	4	6	
40	36	32	28	24	4	7	
41	37	33	29	25	4	7	
42	38	34	30	26	5		
43	39	35	31	27	5		
44	40	36	32	28	5		
45	41	37	33	29	5		
46	42	38	34	30			
47	43	39	35	31			
48	44	40	36	32			
49	45	41	37	33			
50	46	42	38	34			
51	47	43	39	35			
52	48	44	40	36			
53	49	45	41	37			

54	50	46	42	38			
55	51	47	43	39			
56	52	48	44	40			
57	53	49	45	41			
58	54	50	46	42			
59	55	51	47	43			
60	56	52	48	44			
61	57	53	49	45			
62	58	54	50				
63	59	55	51				
64	60	56	52				
65	61	57	53				
66	62	58	54				
67	63	59	55				
68	64	60	56				
69	65	61	57				
70	66	62	58				
71	67	63	59				
72	68	64	60				
73	69	65	61				
74	70	66	62				
75	71	67	63				
76	72	68	64				
77	73	69	65				
78	74	70					
79	75	71					
80	76	72					
81	77	73					
82		74					
83		75					
84		76					
85		77					
86		78					
87		79					
88		80					
89		81					

ニ 教育職俸給表の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	

54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			

111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ホ 医療職俸給（一）の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	

54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			

111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

別表第1

一般職俸給表(一)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第35条に規定するものを除く。

別表第2

一般職俸給表(二)

職務 の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第2の2

専門業務職俸給表

職務 の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1	208,700	271,400	318,600	355,300	408,300	458,300	510,200	550,800
2	210,400	273,000	320,400	357,000	410,200	463,800	517,100	558,000
3	212,100	274,500	322,200	358,700	412,100	468,800	522,300	564,100
4	213,700	276,000	324,000	360,300	413,900	473,500	526,600	569,100
5	215,300	277,500	325,800	361,900	415,700	477,500	530,100	573,100
6	216,800	278,700	327,300	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	218,200	279,900	328,700	365,100	419,300	484,000	536,400	578,600
8	219,600	281,100	330,100	366,700	421,100	486,500	538,900	580,600
9	220,700	282,300	331,500	368,300	422,700	488,500	540,900	
10	222,200	283,800	333,000	369,900	424,200			
11	223,600	285,400	334,500	371,500	425,700			
12	225,000	286,900	336,000	373,000	427,200			
13	226,300	288,300	337,500	374,600	428,700			
14	227,600	289,800	339,000	376,500	430,000			
15	228,900	291,400	340,500	378,400	431,300			
16	230,100	293,000	342,000	380,300	432,500			
17	231,300	294,600	343,500	382,100	433,700			
18	232,800	296,300	345,000	384,000	435,000			
19	234,300	297,900	346,500	385,800	436,300			
20	235,700	299,400	348,000	387,500	437,500			
21	237,200	300,900	349,500	388,700	438,700			
22	238,700	302,500	351,100	390,300	439,500			
23	240,200	304,000	352,700	391,800	440,300			
24	241,700	305,500	354,300	393,300	441,100			
25	243,100	307,000	355,500	394,800	441,700			
26	244,600	308,200	356,900	395,700	442,300			
27	246,100	309,400	358,400	396,700	442,900			
28	247,400	310,600	359,900	397,600	443,500			
29	248,700	311,800	361,400	398,600	444,200			
30	249,900	312,900	362,900	399,800	445,000			
31	251,000	314,000	364,400	400,900	445,400			
32	252,100	315,100	365,900	402,000	446,100			
33	253,200	316,100	367,300	402,900	446,600			
34	254,300	317,200	368,700	403,600	447,000			
35	255,400	318,300	370,100	404,300	447,400			
36	256,500	319,400	371,500	405,000	447,800			
37	257,500	320,400	372,500	405,500	448,200			
38	258,400	321,500	373,600	406,000	448,600			
39	259,300	322,600	374,500	406,500	449,000			
40	260,100	323,700	375,500	406,900	449,300			
41	260,900	324,700	376,100	407,300	449,600			
42	261,800	325,800	376,400	407,500	450,000			
43	262,600	326,900	376,900	407,800	450,300			
44	263,500	328,000	377,400	408,100	450,600			
45	264,300	329,000	377,800	408,400	450,900			
46	265,200	329,900	378,300	408,700				
47	266,000	330,800	378,900	409,000				
48	266,800	331,600	379,400	409,300				
49	267,600	332,400	379,900	409,500				
50	268,400	333,100	380,500	409,800				
51	269,200	333,800	381,100	410,100				

職務 の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
52	269,900	334,400	381,600	410,400				
53	270,600	335,000	382,000	410,600				
54	271,400	335,700	382,500	410,900				
55	272,100	336,400	383,100	411,200				
56	272,800	337,000	383,700	411,500				
57	273,500	337,600	384,200	411,700				
58	274,300	338,100	384,800	412,000				
59	275,000	338,600	385,100	412,300				
60	275,700	339,100	385,600	412,500				
61	276,400	339,500	386,100	412,700				
62	277,100	339,700	386,500	413,000				
63	277,800	340,100	387,000	413,300				
64	278,400	340,600	387,500	413,500				
65	279,000	340,900	388,000	413,700				
66	279,700	341,400	388,500					
67	280,400	341,800	388,900					
68	281,000	342,200	389,300					
69	281,600	342,600	389,700					
70	282,300	343,100	390,000					
71	283,000	343,600	390,300					
72	283,600	344,000	390,500					
73	284,200	344,200	390,700					
74	284,900	344,600	391,000					
75	285,500	345,100	391,300					
76	286,100	345,500	391,500					
77	286,700	345,800	391,700					
78	287,300		392,000					
79	287,900		392,300					
80	288,500		392,500					
81	289,000		392,700					
82	289,600							
83	290,200							
84	290,700							
85	291,200							
86	291,800							
87	292,400							
88	292,900							
89	293,400							
90	293,900							
91	294,300							
92	294,700							
93	295,100							

備考 この表は、総合専門業務室に所属し、高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する職員で
初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第3

教育職俸給表

職務 の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額
1	217,800	261,400	<u>340,300</u>	<u>393,600</u>	<u>466,000</u>	<u>563,800</u>
2	220,300	263,600	<u>341,900</u>	<u>395,300</u>	<u>474,200</u>	<u>571,100</u>
3	222,700	265,700	<u>343,500</u>	<u>396,700</u>	<u>482,600</u>	<u>577,100</u>
4	225,100	267,600	<u>345,000</u>	<u>398,000</u>	<u>490,800</u>	<u>582,100</u>
5	227,500	269,400	<u>346,500</u>	<u>399,200</u>	<u>498,700</u>	<u>586,100</u>
6	229,900	270,900	<u>348,100</u>	<u>400,200</u>	<u>506,200</u>	<u>589,100</u>
7	232,400	272,400	<u>349,700</u>	<u>401,200</u>	<u>513,500</u>	<u>591,400</u>
8	234,800	273,900	<u>351,300</u>	<u>402,200</u>	<u>520,500</u>	<u>593,400</u>
9	237,300	275,700	<u>352,700</u>	<u>403,100</u>	<u>526,900</u>	
10	239,100	277,700	<u>354,700</u>	<u>404,200</u>	<u>532,300</u>	
11	240,900	279,700	<u>356,700</u>	<u>405,300</u>	<u>537,100</u>	
12	242,700	281,700	<u>358,700</u>	<u>406,400</u>	<u>541,500</u>	
13	244,300	283,700	<u>360,500</u>	<u>407,500</u>	<u>544,700</u>	
14	245,900	285,900	<u>362,100</u>	<u>408,600</u>	<u>547,600</u>	
15	247,500	288,000	<u>363,700</u>	<u>409,700</u>	<u>550,400</u>	
16	249,000	290,100	<u>365,300</u>	<u>410,800</u>	<u>552,800</u>	
17	250,500	292,000	<u>366,600</u>	<u>411,900</u>	<u>554,800</u>	
18	251,900	294,700	<u>368,100</u>	<u>413,000</u>		
19	253,200	297,400	<u>369,500</u>	<u>414,100</u>		
20	254,600	300,000	<u>370,800</u>	<u>415,300</u>		
21	256,000	302,600	<u>372,100</u>	<u>416,300</u>		
22	257,500	305,000	<u>373,300</u>	<u>417,400</u>		
23	259,000	307,400	<u>374,500</u>	<u>418,500</u>		
24	260,500	309,600	<u>375,600</u>	<u>419,700</u>		
25	262,000	311,800	<u>376,700</u>	<u>420,600</u>		
26	263,700	313,800	<u>378,100</u>	<u>421,700</u>		
27	265,400	315,800	<u>379,400</u>	<u>422,800</u>		
28	267,100	317,800	<u>380,700</u>	<u>423,800</u>		
29	268,600	319,800	<u>382,000</u>	<u>424,800</u>		
30	270,500	321,700	<u>383,300</u>	<u>425,900</u>		
31	272,400	323,600	<u>384,600</u>	<u>427,000</u>		
32	274,300	325,500	<u>385,900</u>	<u>428,100</u>		
33	276,100	327,300	<u>387,200</u>	<u>429,100</u>		
34	277,300	329,200	<u>388,400</u>	<u>430,300</u>		
35	278,500	331,100	<u>389,600</u>	<u>431,500</u>		
36	279,600	333,000	<u>390,700</u>	<u>432,700</u>		
37	280,600	334,700	<u>391,800</u>	<u>433,400</u>		
38	281,600	335,900	<u>393,000</u>	<u>434,300</u>		
39	282,700	337,000	<u>394,100</u>	<u>435,200</u>		
40	283,800	338,100	<u>395,200</u>	<u>436,000</u>		
41	284,600	338,700	<u>396,300</u>	<u>436,800</u>		
42	285,700	339,100	<u>397,500</u>	<u>437,700</u>		
43	286,800	339,500	<u>398,700</u>	<u>438,600</u>		
44	287,700	339,900	<u>399,800</u>	<u>439,400</u>		
45	288,300	340,500	<u>400,800</u>	<u>440,100</u>		
46	289,300	341,000	<u>401,800</u>	<u>441,000</u>		
47	290,200	341,500	<u>402,800</u>	<u>442,000</u>		
48	291,100	341,900	<u>403,700</u>	<u>442,900</u>		
49	292,100	342,300	<u>404,900</u>	<u>443,800</u>		
50	292,600	342,700	<u>406,300</u>	<u>444,700</u>		
51	293,100	343,100	<u>407,700</u>	<u>445,700</u>		
52	293,700	343,500	<u>409,100</u>	<u>446,600</u>		
53	294,200	343,900	<u>409,900</u>	<u>447,600</u>		

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
54	294,700	344,300	<u>410,900</u>	<u>448,600</u>		
55	295,000	344,700	<u>411,900</u>	<u>449,500</u>		
56	295,400	345,100	<u>413,000</u>	<u>450,500</u>		
57	295,800	345,500	<u>413,900</u>	<u>451,400</u>		
58	296,300	345,900	<u>414,700</u>	<u>452,300</u>		
59	296,800	346,300	<u>415,500</u>	<u>453,200</u>		
60	297,200	346,700	<u>416,200</u>	<u>454,200</u>		
61	297,600	347,100	<u>416,900</u>	<u>455,000</u>		
62	298,000	347,500	<u>417,800</u>	<u>455,400</u>		
63	298,400	347,900	<u>418,600</u>	<u>456,000</u>		
64	298,800	348,300	<u>419,200</u>	<u>456,600</u>		
65	299,200	348,700	<u>419,800</u>	<u>457,300</u>		
66	299,600	349,100	<u>420,300</u>	<u>458,000</u>		
67	300,000	349,500	<u>420,700</u>	<u>458,300</u>		
68	300,400	349,900	<u>421,100</u>	<u>458,900</u>		
69	300,800	350,300	<u>421,400</u>	<u>459,300</u>		
70	301,200	350,800	<u>421,800</u>	<u>459,700</u>		
71	301,600	351,200	<u>422,100</u>	<u>460,100</u>		
72	302,000	351,600	<u>422,500</u>	<u>460,400</u>		
73	302,400	351,900	<u>422,800</u>	<u>460,700</u>		
74	302,800	352,400	<u>423,200</u>	<u>461,000</u>		
75	303,200	352,800	<u>423,600</u>	<u>461,500</u>		
76	303,600	353,200	<u>424,000</u>	<u>461,800</u>		
77	304,000	353,600	<u>424,300</u>	<u>462,100</u>		
78	304,400	354,100	<u>424,600</u>	<u>462,400</u>		
79	304,800	354,600	<u>425,000</u>	<u>462,700</u>		
80	305,200	355,100	<u>425,300</u>	<u>463,000</u>		
81	305,500	355,600	<u>425,600</u>	<u>463,300</u>		
82	305,900	356,300	<u>426,000</u>	<u>463,800</u>		
83	306,300	357,000	<u>426,300</u>	<u>464,100</u>		
84	306,600	357,700	<u>426,600</u>	<u>464,400</u>		
85	306,900	358,300	<u>426,900</u>	<u>464,700</u>		
86	307,300	358,900	<u>427,200</u>			
87	307,700	359,500	<u>427,500</u>			
88	308,100	360,100	<u>427,800</u>			
89	308,600	360,600	<u>428,100</u>			
90	309,000	361,000	<u>428,400</u>			
91	309,400	361,400	<u>428,700</u>			
92	309,800	361,800	<u>429,000</u>			
93	310,200	362,200	<u>429,300</u>			
94	310,700	362,600	<u>429,600</u>			
95	311,200	363,100	<u>429,900</u>			
96	311,600	363,500	<u>430,200</u>			
97	311,800	364,100	<u>430,500</u>			
98	312,200	364,600	<u>430,800</u>			
99	312,600	365,000	<u>431,100</u>			
100	313,000	365,500	<u>431,400</u>			
101	313,200	365,900	<u>431,700</u>			
102	313,600	366,400	<u>432,000</u>			
103	313,900	366,700	<u>432,300</u>			
104	314,400	367,100	<u>432,600</u>			
105	314,800	367,600	<u>432,800</u>			
106	315,100	368,000				
107	315,400	368,500				
108	315,700	369,000				
109	315,900	369,400				

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
110	316,200	369,900				
111	316,600	370,300				
112	317,000	370,700				
113	317,300	371,100				
114	317,700	371,500				
115	318,000	371,900				
116	318,300	372,300				
117	318,600	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,200	374,600				
123	320,400	375,100				
124	320,700	375,400				
125	321,000	375,800				
126	321,200	376,300				
127	321,500	376,800				
128	321,800	377,200				
129	322,100	377,600				
130	322,400	378,100				
131	322,800	378,600				
132	323,000	379,100				
133	323,200	379,600				
134	323,500	380,100				
135	323,800	380,600				
136	324,000	381,100				
137	324,300	381,600				
138	324,500	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,400	383,600				
142	325,800					
143	326,200					
144	326,600					
145	326,800					
146	327,200					
147	327,500					
148	327,900					
149	328,100					
150	328,500					
151	328,800					
152	329,200					
153	329,400					
154	329,800					
155	330,200					
156	330,600					
157	330,800					

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員（初任給、昇格、昇給等の基準で定める職員をいう。）に適用する。

別表第4

医療職俸給表（一）

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第5

医療職俸給表(二)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で
初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第6の2

専門職俸給表(一)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	230,900	277,100	<u>360,800</u>	<u>417,300</u>	<u>494,100</u>
2	233,600	279,500	<u>362,500</u>	<u>419,100</u>	<u>502,800</u>
3	236,100	281,700	<u>364,200</u>	<u>420,600</u>	<u>511,700</u>
4	238,700	283,700	<u>365,800</u>	<u>422,000</u>	<u>520,400</u>
5	241,200	285,600	<u>367,400</u>	<u>423,200</u>	<u>528,700</u>
6	243,700	287,200	<u>369,100</u>	<u>424,300</u>	<u>536,700</u>
7	246,400	288,800	<u>370,800</u>	<u>425,400</u>	<u>544,400</u>
8	248,900	290,400	<u>372,500</u>	<u>426,400</u>	<u>551,900</u>
9	251,600	292,300	<u>373,900</u>	<u>427,400</u>	<u>558,600</u>
10	253,500	294,400	<u>376,100</u>	<u>428,500</u>	<u>564,400</u>
11	255,400	296,500	<u>378,200</u>	<u>429,700</u>	<u>569,500</u>
12	257,300	298,700	<u>380,300</u>	<u>430,900</u>	<u>574,100</u>
13	259,000	300,800	<u>382,200</u>	<u>432,000</u>	<u>577,500</u>
14	260,700	303,100	<u>383,900</u>	<u>433,200</u>	<u>580,600</u>
15	262,400	305,300	<u>385,600</u>	<u>434,400</u>	<u>583,600</u>
16	264,000	307,600	<u>387,300</u>	<u>435,500</u>	<u>586,100</u>
17	265,600	309,600	<u>388,700</u>	<u>436,700</u>	<u>588,200</u>
18	267,100	312,500	<u>390,300</u>	<u>437,900</u>	
19	268,500	315,300	<u>391,800</u>	<u>439,000</u>	
20	269,900	318,100	<u>393,100</u>	<u>440,300</u>	
21	271,400	320,800	<u>394,500</u>	<u>441,400</u>	
22	273,000	323,400	<u>395,800</u>	<u>442,500</u>	
23	274,600	325,900	<u>397,100</u>	<u>443,700</u>	
24	276,200	328,300	<u>398,200</u>	<u>445,000</u>	
25	277,800	330,600	<u>399,400</u>	<u>445,900</u>	
26	279,600	332,700	<u>400,900</u>	<u>447,100</u>	
27	281,400	334,800	<u>402,300</u>	<u>448,300</u>	
28	283,200	336,900	<u>403,600</u>	<u>449,300</u>	
29	284,800	339,100	<u>405,000</u>	<u>450,400</u>	
30	286,800	341,100	<u>406,400</u>	<u>451,600</u>	
31	288,800	343,100	<u>407,800</u>	<u>452,700</u>	
32	290,800	345,100	<u>409,100</u>	<u>453,900</u>	
33	292,700	347,000	<u>410,500</u>	<u>454,900</u>	
34	294,000	349,000	<u>411,800</u>	<u>456,200</u>	
35	295,300	351,000	<u>413,100</u>	<u>457,500</u>	
36	296,400	353,100	<u>414,200</u>	<u>458,800</u>	
37	297,500	354,900	<u>415,400</u>	<u>459,500</u>	
38	298,600	356,100	<u>416,700</u>	<u>460,500</u>	
39	299,700	357,300	<u>417,800</u>	<u>461,400</u>	
40	300,900	358,500	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	
41	301,700	359,100	<u>420,200</u>	<u>463,100</u>	
42	302,900	359,500	<u>421,400</u>	<u>464,100</u>	
43	304,100	360,000	<u>422,700</u>	<u>465,000</u>	
44	305,000	360,400	<u>423,900</u>	<u>465,900</u>	
45	305,700	361,000	<u>424,900</u>	<u>466,600</u>	
46	306,700	361,500	<u>426,000</u>	<u>467,600</u>	
47	307,700	362,100	<u>427,100</u>	<u>468,600</u>	
48	308,600	362,500	<u>428,000</u>	<u>469,600</u>	
49	309,700	362,900	<u>429,300</u>	<u>470,500</u>	
50	310,200	363,300	<u>430,800</u>	<u>471,500</u>	
51	310,800	363,800	<u>432,300</u>	<u>472,500</u>	
52	311,400	364,200	<u>433,700</u>	<u>473,500</u>	
53	311,900	364,600	<u>434,600</u>	<u>474,600</u>	

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
54	312,500	365,000	<u>435,700</u>	<u>475,600</u>	
55	312,800	365,500	<u>436,700</u>	<u>476,600</u>	
56	313,200	365,900	<u>437,900</u>	<u>477,600</u>	
57	313,600	366,300	<u>438,800</u>	<u>478,600</u>	
58	314,100	366,700	<u>439,700</u>	<u>479,500</u>	
59	314,700	367,200	<u>440,500</u>	<u>480,500</u>	
60	315,100	367,600	<u>441,300</u>	<u>481,600</u>	
61	315,500	368,000	<u>442,000</u>	<u>482,400</u>	
62	316,000	368,400	<u>443,000</u>	<u>482,800</u>	
63	316,400	368,900	<u>443,800</u>	<u>483,500</u>	
64	316,800	369,300	<u>444,500</u>	<u>484,100</u>	
65	317,200	369,700	<u>445,100</u>	<u>484,800</u>	
66	317,600	370,100	<u>445,600</u>	<u>485,600</u>	
67	318,100	370,600	<u>446,000</u>	<u>485,900</u>	
68	318,500	371,000	<u>446,500</u>	<u>486,500</u>	
69	318,900	371,400	<u>446,800</u>	<u>487,000</u>	
70	319,300	371,900	<u>447,200</u>	<u>487,400</u>	
71	319,800	372,400	<u>447,500</u>	<u>487,800</u>	
72	320,200	372,800	<u>448,000</u>	<u>488,100</u>	
73	320,600	373,100	<u>448,300</u>	<u>488,500</u>	
74	321,000	373,600	<u>448,700</u>	<u>488,800</u>	
75	321,500	374,100	<u>449,100</u>	<u>489,300</u>	
76	321,900	374,500	<u>449,500</u>	<u>489,600</u>	
77	322,300	374,900	<u>449,900</u>	<u>489,900</u>	
78	322,700	375,400	<u>450,200</u>	<u>490,300</u>	
79	323,200	376,000	<u>450,600</u>	<u>490,600</u>	
80	323,600	376,500	<u>450,900</u>	<u>490,900</u>	
81	323,900	377,000	<u>451,200</u>	<u>491,200</u>	
82	324,300	377,800	<u>451,700</u>	<u>491,700</u>	
83	324,800	378,500	<u>452,000</u>	<u>492,100</u>	
84	325,100	379,200	<u>452,300</u>	<u>492,400</u>	
85	325,400	379,900	<u>452,600</u>	<u>492,700</u>	
86	325,800	380,500	<u>452,900</u>		
87	326,200	381,200	<u>453,300</u>		
88	326,700	381,800	<u>453,600</u>		
89	327,200	382,300	<u>453,900</u>		
90	327,600	382,700	<u>454,200</u>		
91	328,000	383,200	<u>454,500</u>		
92	328,500	383,600	<u>454,800</u>		
93	328,900	384,000	<u>455,200</u>		
94	329,400	384,400	<u>455,500</u>		
95	329,900	385,000	<u>455,800</u>		
96	330,400	385,400	<u>456,100</u>		
97	330,600	386,000	<u>456,400</u>		
98	331,000	386,600	<u>456,800</u>		
99	331,400	387,000	<u>457,100</u>		
100	331,900	387,500	<u>457,400</u>		
101	332,100	387,900	<u>457,700</u>		
102	332,500	388,500	<u>458,000</u>		
103	332,800	388,800	<u>458,300</u>		
104	333,300	389,200	<u>458,700</u>		
105	333,800	389,700	<u>458,900</u>		
106	334,100	390,200			
107	334,400	390,700			
108	334,700	391,200			
109	334,900	391,700			

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
110	335,200	392,200			
111	335,700	392,600			
112	336,100	393,000			
113	336,400	393,500			
114	336,800	393,900			
115	337,200	394,300			
116	337,500	394,700			
117	337,800	395,200			
118	338,200	395,600			
119	338,600	396,000			
120	339,100	396,400			
121	339,300	396,700			
122	339,500	397,200			
123	339,700	397,700			
124	340,000	398,000			
125	340,300	398,400			
126	340,500	399,000			
127	340,900	399,500			
128	341,200	399,900			
129	341,500	400,300			
130	341,800	400,900			
131	342,200	401,400			
132	342,500	401,900			
133	342,700	402,500			
134	343,000	403,000			
135	343,300	403,500			
136	343,500	404,100			
137	343,800	404,600			
138	344,000	405,100			
139	344,400	405,600			
140	344,700	406,200			
141	345,000	406,700			
142	345,400				
143	345,900				
144	346,300				
145	346,500				
146	346,900				
147	347,200				
148	347,700				
149	347,900				
150	348,300				
151	348,600				
152	349,000				
153	349,200				
154	349,700				
155	350,100				
156	350,500				
157	350,700				

備考 この表は、成長戦略本部等に勤務するイノベーションプロデューサーその他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第6の3

専門職俸給表(二)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	194,600	243,900	281,300	316,800	340,700	376,600	432,900
2	195,700	245,400	282,300	318,400	342,600	378,400	434,900
3	197,000	247,000	283,400	320,000	344,500	380,100	436,900
4	198,200	248,600	284,500	321,500	346,300	381,800	438,800
5	199,300	250,200	285,500	322,900	348,100	383,500	440,700
6	201,100	251,800	286,600	324,100	349,900	385,400	442,700
7	202,800	253,400	287,600	325,200	351,700	387,000	444,600
8	204,500	255,000	288,700	326,400	353,500	388,700	446,500
9	206,200	256,600	289,800	327,700	355,200	390,200	448,200
10	208,000	258,100	290,800	329,400	357,000	391,900	449,800
11	209,700	259,500	291,900	331,100	358,800	393,600	451,300
12	211,400	261,000	293,100	332,800	360,500	395,200	452,900
13	213,100	262,300	294,100	334,400	362,100	397,200	454,500
14	214,900	263,600	295,500	336,100	363,800	399,200	455,900
15	216,700	264,800	296,900	337,800	365,500	401,200	457,300
16	218,500	266,100	298,100	339,500	367,100	403,100	458,600
17	219,900	267,300	299,500	341,100	368,500	404,700	459,800
18	221,600	268,500	300,900	342,900	370,300	406,600	461,200
19	223,300	269,600	302,200	344,600	372,000	408,400	462,600
20	224,900	270,800	303,400	346,300	373,700	410,100	463,900
21	226,500	271,800	304,600	347,800	375,000	411,900	465,100
22	228,200	272,900	305,900	349,600	376,600	413,400	466,000
23	229,900	274,000	307,300	351,400	378,200	414,900	466,800
24	231,600	275,000	308,600	353,100	379,800	416,400	467,700
25	233,300	276,100	310,000	354,300	381,600	417,800	468,300
26	235,100	277,000	311,100	356,300	383,500	419,100	468,900
27	236,400	278,000	312,100	358,100	385,300	420,400	469,600
28	237,800	278,900	313,300	359,800	387,100	421,400	470,200
29	239,200	279,800	314,500	361,400	388,600	422,600	471,000
30	240,400	280,600	315,700	363,100	390,000	423,900	471,800
31	241,500	281,500	316,900	364,800	391,200	425,100	472,200
32	242,700	282,300	318,200	366,500	392,700	426,200	473,000
33	243,900	283,100	319,500	368,300	393,900	427,000	473,500
34	245,000	283,900	320,800	370,200	394,800	427,700	473,900
35	246,200	284,800	322,200	372,100	395,900	428,400	474,400
36	247,400	285,500	323,600	374,100	397,100	429,200	474,800
37	248,500	286,300	325,000	375,600	397,900	429,800	475,200
38	249,600	287,100	326,300	377,100	398,900	430,500	475,600
39	250,600	288,000	327,700	378,600	399,800	431,000	476,000
40	251,600	288,700	329,100	380,100	400,700	431,400	476,400
41	252,500	289,400	330,500	381,700	401,500	431,800	476,700
42	253,500	290,300	331,900	382,500	402,400	432,000	477,100
43	254,400	291,100	333,200	383,600	403,200	432,400	477,400
44	255,200	291,900	334,400	384,700	404,000	432,700	477,700
45	255,900	292,600	335,400	385,600	404,700	433,000	478,100
46	256,600	293,400	336,700	386,800	405,400	433,300	
47	257,200	294,100	338,100	387,700	406,200	433,600	
48	257,900	294,900	339,500	388,800	406,900	434,000	
49	258,500	295,600	340,800	389,700	407,500	434,200	
50	259,100	296,300	342,100	390,500	408,100	434,500	
51	259,800	297,100	343,400	391,200	408,700	434,800	
52	260,300	297,800	344,700	391,900	409,500	435,100	
53	260,800	298,500	346,100	392,300	409,900	435,300	
54	261,200	299,200	347,200	392,900	410,500	435,700	
55	261,600	299,800	348,400	393,700	411,200	436,000	
56	261,900	300,600	349,600	394,400	411,700	436,300	
57	262,200	301,200	350,300	394,700	412,100	436,500	
58	262,500	302,000	351,300	395,500	412,800	436,800	
59	262,800	302,600	352,000	396,200	413,400	437,100	
60	263,200	303,300	352,800	396,800	413,900	437,300	
61	263,500	304,000	353,700	397,200	414,300	437,600	
62	263,800	304,700	354,100	397,700	414,900	437,900	
63	264,100	305,300	354,800	398,300	415,400	438,200	

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
64	264,400	305,900	355,500	399,000	416,000	438,400	
65	264,700	306,400	356,300	399,300	416,400	438,600	
66	265,100	307,000	357,100	399,900	416,800	438,900	
67	265,400	307,600	357,800	400,700	417,200	439,300	
68	265,700	308,200	358,500	401,300	417,600	439,500	
69	266,000	308,700	359,000	401,700	417,900	439,700	
70	266,300	309,300	359,600	402,300	418,300	440,000	
71	266,700	309,900	360,200	402,900	418,600	440,300	
72	267,000	310,500	360,800	403,400	418,800	440,500	
73	267,300	311,100	361,100	404,000	419,000	440,700	
74	267,600	311,600	361,600	404,600	419,300		
75	267,900	312,000	362,100	405,100	419,600		
76	268,200	312,300	362,500	405,400	419,900		
77	268,600	312,600	362,900	405,900	420,100		
78	268,900	312,900	363,500	406,400	420,400		
79	269,200	313,100	364,000	406,800	420,700		
80	269,500	313,400	364,500	407,200	420,900		
81	269,800	313,600	364,800	407,700	421,100		
82	270,100	313,800	365,300	408,200	421,400		
83	270,500	314,100	365,700	408,600	421,800		
84	270,800	314,400	366,100	409,000	422,000		
85	271,100	314,700	366,400	409,400	422,200		
86	271,400	315,000	366,800				
87	271,700	315,300	367,300				
88	272,100	315,600	367,700				
89	272,400	316,000	367,900				
90	272,700	316,300	368,300				
91	273,000	316,600	368,800				
92	273,300	317,000	369,200				
93	273,600	317,200	369,400				
94		317,400	369,800				
95		317,800	370,200				
96		318,200	370,600				
97		318,400	370,900				
98		318,700	371,300				
99		319,100	371,700				
100		319,600	372,100				
101		319,800	372,700				
102		320,100	373,100				
103		320,400	373,500				
104		320,700	373,900				
105		320,900	374,500				
106		321,300	374,900				
107		321,600	375,200				
108		321,900	375,500				
109		322,100	376,100				
110		322,500					
111		322,900					
112		323,300					
113		323,500					
114		323,700					
115		324,000					
116		324,400					
117		324,600					
118		324,900					
119		325,200					
120		325,500					
121		325,900					
122		326,100					
123		326,400					
124		326,800					
125		327,100					

備考 この表は、成長戦略本部等に勤務するファンドレイザーその他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

別表第11（第33条の2関係）

試験	業務	業務内容	手当額
大学入学共通テスト	試験実施責任者	大学入学共通テストの実施を総括する教職員 (削る)	年度当たり 100,000円
	学部試験実施責任者	各学部において大学入学共通テストの実施を総括する教職員	年度当たり 60,000円
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教職員で、大学入学共通テスト実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教職員	年度当たり 40,000円
	試験監督者・リスニング監督補助者	試験監督及びリスニング監督補助を行う教職員	1科目当たり 2,500円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円
	救護看護師	発病者等に係る救護措置を行う看護師	1日当たり 6,000円
個別学力検査	試験実施責任者	個別学力検査の実施を総括する教職員	年度当たり 250,000円
	学部試験実施責任者	各学部において個別学力検査の実施を総括する教職員	年度当たり 100,000円
	出題採点主任・副主任	問題及び解答の作成及び校正並びに答案採点の責任者として京都大学入学試験委員会が認めた教職員	年度当たり 200,000円
	出題者	問題及び解答を作成及び校正する教職員で、京都大学入学試験委員会が定める出題委員となった教職員	1科目当たり 100,000円
	出題意図等作成者	公表を要する出題意図等の作成を行う教職員	1科目当たり 10,000円
	出題採点アドバイザー	出題委員経験者又は関係する科目の分野において高度な知見を有する教職員のうち、当該年度の問題作成、採点又は出題意図等作成のアドバイザーとして京都大学入学試験委員会が認めた教職員	1日当たり 10,000円
			半日当たり 5,000円
	採点者	答案を採点する教員で、京都大学入学試験委員会が定める採点委員となった教職員	1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円
	問題解答者	問題の作成段階又は試験当日に問題を解答し、内容を点検する教職員で、京都大学入学試験委員会が必要と認めた教職員	1科目当たり 10,000円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円
	救護看護師	発病者等に係る救護措置を行う看護師	1日当たり 6,000円
大学院入学試験	試験実施責任者	大学院入学試験の実施単位ごとに、当該試験の実施を総括する教職員	1試験当たり 50,000円
法科大学院適性試験	試験実施責任者	法科大学院適性試験の実施を総括する教職員	1試験当たり 50,000円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円
	救護看護師	発病者等に係る救護措置を行う看護師	1日当たり 6,000円
学部特別選抜試験	試験実施責任者	学部特別選抜試験の実施単位ごとに、当該試験の実施を総括する教職員	1試験当たり 50,000円

- 1 個別学力検査において試験実施責任者を務める教職員が、同学力検査の追試験においても試験実施責任者を務める場合は、手当額に100,000円を加算する。
- 2 個別学力検査において出題採点主任・副主任を務める教職員が、同学力検査の追試験においても出題採点主任・副主任を務める場合は、手当額に100,000円を加算する。